

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (R8・4・22 第158回総会；長野市ほか8市)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	環境省、財務省
	☒ 県	担当部局課室	環境部 資源循環推進課
	☐ その他	名 称	
件名	国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について		
提案市	長野市、松本市、上田市、須坂市、伊那市、大町市、茅野市、佐久市、安曇野市		
提案要旨	循環型社会形成推進交付金について、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に満額交付されるよう要望する。 また、整備に関する用地費、管理棟を含む必要な全ての建屋部分の整備費及び解体撤去工事費、し尿処理施設の移転更新における旧施設の解体撤去工事費、さらに、整備の促進に必要な新たなまちづくりの推進や住民理解を得るための周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを要望する。 加えて、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集と再商品化のための施設整備等に対する交付金交付率の拡大を要望する。		
提案理由	・廃棄物施設は老朽化が進み、早急に整備を進める必要がある。 ・廃棄物処理施設の整備には、複数年度にわたる多額の事業費が必要となるため、交付金収入を見込んだ整備計画を策定している。 ・建設同意後に事業を計画的に執行するためには、安定した国の予算確保と継続した財政支援が必要不可欠である。 ・廃棄物処理施設を整備する地域の住民理解を得るため、施設周辺や地域環境の整備も欠かせず、相当な費用を要する。 ・「廃棄物処理施設整備計画」の新計画において、「地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備」が挙げられ、財源が必要である。 ・廃炉となった焼却施設単体での解体工事は対象外であるが、廃焼却施設の放置は崩壊・倒壊等の危険性があり、解体は喫緊の課題である。 ・解体工事への交付は新施設竣工の年度の末日から３年以内に解体着工が必要であり、かつ、交付対象が整備した施設と同数に限定される。 ・既存施設の解体のみのときは、跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合、交付金の交付対象になっていない。 ・最終処分場などの一部の施設整備にかかる用地費、管理・計量設備及び排水処理設備に係る建屋部分が交付対象となっていない。 ・特殊な設備の解体やアスベスト・ダイオキシン類の飛散防止対策、作業員のばく露防止対策、土壌汚染対策等、多額の費用が必要となる。		

	・し尿処理施設の移転改築工事における旧施設の解体撤去工事は、現地建替や工法が複雑になることから多額の費用が必要となる。 ・プラスチック使用製品廃棄物の一括回収は再資源化の促進や循環型社会の形成を推進・継続する上で重要であり、喫緊の課題である。 ・プラスチック使用製品廃棄物の分別収集に取り組むためには、新たな施設の建設や設備の導入のための財政支援が必要である。
現況及び課題等	【長野市 長野広域連合】 ごみ処理施設を整備するに当たり、最終処分場など一部の施設整備に係る用地費、管理・計量設備、排水処理設備に係る建屋部分は交付対象外であることから、構成市町村において莫大な費用負担となる。また、施設を整備する市町村においては、施設の周辺環境整備に掛かる費用も交付金の対象外であり、その費用を一般財源で賄うことは、事業を実施する上で財政負担が大きく、懸念事項となっている。 【松本市・塩尻市 松塩地区広域施設組合】 新たなごみ焼却施設の建設計画の策定を進めている。新施設の建設には、建設候補地の決定及び地域住民の同意、理解と協力が不可欠であり、施設稼働まで長い期間と費用を要する。特に、地元対策の周辺環境整備に要する費用等や既存施設の解体工事の一部は交付金の対象外であり、厳しい財政状況の中で構成市村の大きな負担となるため、より多くの事業が対象となるよう交付金の財政支援範囲の拡充が必要である。 また、松本市が進めている最終処分場などの一部の施設整備に係る用地費、管理・計量設備、排水処理設備に係る建築物が交付対象設備となっていないほか、廃棄物処理施設の解体には、アスベスト・ダイオキシン類の飛散防止対策や、作業員のばく露対策、土壤汚染対策等高額な費用がかかるが、解体作業の交付対象範囲が限られているため、交付金による財政支援範囲の拡充が必要である。 【上田市 上田地域広域連合】 上田地域広域連合では、3クリーンセンターを統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。令和7年に環境影響評価を完了し、地元合意が得られ、施設建設に向けた取り組みを進めている。また、当市では、令和3年度から当該交付金を活用し、焼却ごみを削減する生ごみリサイクルシステムの構築を目指し、有機物リサイクル施設（生ごみ堆肥化施設）整備に向けた事業の検討を進めている。新施設が稼働するまでには相当の期間と費用を要すると考えられるが、厳しい財政状況にある市町村にとって、当該交付金は極めて重要な財源であり、計画に見合った所要額が確実に交付されなければ、事業の実施に重大な影響を及ぼす恐れがある。最終処分場の用地費のほか、住民理解を得るための振興事業に要する費用については交付金の対象となっていないほか、既存3クリーンセンターの解体・撤去等に係る費用は、交付金の対象が限定されており、大きな財政

負担が生じることとなる。広域連合及び当市では「廃棄物処理施設整備計画」の趣旨に則り、新施設建設を契機として周辺の都市機能を整備し、新たなまちづくりを推進する方針であるが、財源確保が大きな課題となっている。

【須坂市】

「マテリアルリサイクル推進施設」の交付率は対象事業費の3分の1となっている。財源確保が大きな課題となっている。

【伊那市 上伊那広域連合・伊那中央行政組合】

不燃物・粗大ごみ処理施設「鳩吹クリーンセンター」は、平成28年度末をもって停止し既存施設と統廃合したため解体撤去が必要である。伊那中央行政組合（伊那市、箕輪町、南箕輪村）の運営するし尿処理施設「伊那中央衛生センター」は、老朽化により隣接地に令和9年度から稼働できるよう移転改築を進めている。解体工事には公共施設等適正管理推進事業債（除却事業）を活用予定であるが資金手当てのみとなっており、本体工事の起債償還に加え環境整備には特定財源がないことから、構成市町村に多額の費用負担が発生し行政運営への影響が懸念される。

【大町市 北アルプス広域連合】

大町市、白馬村及び小谷村の3市村によるごみ処理広域化を進めており、現在最終処分場の第3期埋立地の建設工事を予定しており、令和6年度から基本設計業務等に着手しており、令和8年度完成を目指し事業を進めている。

廃棄物施設の建設にも環境影響等に十分配慮した施設整備が必要となり、設備の建設には多額の費用が必要となる。その財源を確保する上で交付金は、欠くことのできない制度であり、実施計画に見合った所要額が確実に交付されなければ3市村の財政に深刻な影響を及ぼす恐れがある。

【茅野市 諏訪南行政事務組合】

茅野市、富士見町、及び原村の可燃ごみは、諏訪南行政事務組合所管の諏訪南清掃センターで処理しているが、老朽化が進み、更新時期を迎える中、今後、整備を進める必要がある。

諏訪南行政事務組合では、環境省の「ごみ処理広域化」の方針に基づき、組合内にある、2か所の不燃物処理施設（茅野市不燃物処理場、南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設）を統合し、新たなリサイクルセンターの整備を行い、令和3年10月に稼働した。旧施設は、老朽化のため解体を進める必要があるが、財源確保が課題となっている。

【佐久市 川西保健衛生施設組合】

新ごみ焼却施設「佐久平クリーンセンター」が稼働したことに伴い既

	設ごみ焼却施設の２施設が閉炉となっている。内１施設は循環型社会形成推進交付金交付要綱の改正により交付対象となったが、現制度下では残りの１施設は、交付対象とならないことから公共施設等適正管理推進事業債を活用し、今年度より解体工事を実施している。物価高騰の影響も受け、多額の解体工事費をすべて負担しなければならない状況であることや活用できる起債が時限的なものであることから、制度改正により全額交付対象とするよう要望する。 廃棄物処理施設の整備には、地域住民の同意を得ることが不可欠であり、周辺環境整備が必要となることから、交付対象外であるこの費用についても、交付金の対象とするよう要望する。 【安曇野市 穂高広域施設組合】 令和３年３月から新ごみ処理施設が稼働している。しかし、旧ごみ処理施設解体に係る財源の確保が大きな課題となっており、旧施設の解体が遅れている。旧施設の解体が遅れた場合、今後の施設管理や景観確保、並びに新施設の補修や修繕等が重複した場合には、財政負担が一層増加することが懸念されている。
関係 法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金交付要綱